

# 天川村建設工事における入札方法等の改正について

天川村地域政策課

入札・契約の適正化、品質の確保、業者育成の観点から入札方法を次のとおり改正し、平成20年6月1日以降の入札から適用します。

## 1. 予定価格の公表

- (1) 建設工事の入札については、すべて予定価格を事前公表するものとする。ただし、村長は公表が不相当であると認めるものは公表をしないものとする。

## 2. 最低制限価格の採用

- (1) 最低制限価格については、建設工事1件の請負対象設計金額500万円以上のものについて工事の履行確保のため、最低制限価格を採用するものとする。

500万円未満のものであっても、入札執行者が必要と認めた場合は、最低制限価格を採用することができるものとする。

## 3. 公表の方法及び内容

- (1) 入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）について、工事名、工事番号、工事場所、工事概要、入札予定価格、入札の日時、入札の場所及び指名競争入札の場合の指名業者名を記した入札概要書（様式第1号）を、仕様書閲覧会場に掲示するとともに工事を発注した課において閲覧に供する。
- (2) 入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）については、天川村建設工事入札契約情報等の公表に関する事務処理要領（平成13年7月1日施行）により、入札結果及び契約内容（様式第3号）を地域政策課において閲覧に供する。

## 4. 公表の時期及び期間

- (1) 事前公表については、当該入札に係る仕様書の閲覧日より入札執行日の前日までとする。
- (2) 事後公表については、契約を締結した日（契約金額等の変更を伴う変更契約をしたときは、変更契約を締結した日）の属する年度の翌年度末までとする。

5. 工事内訳書の提出

- (1) 入札において落札した者は、見積根拠資料として契約時に工事内訳書（様式第2号）を村長に提出しなければならない。

（※見積根拠資料を提出されない場合は契約が出来ません。）

6. 入札回数

- (1) 入札執行回数は2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表するものにあつては1回とする。